

国空ネ企第 1 3 9号
国 空 航 第 7704号
平成 28 年 12 月 9 日

大 阪 航 空 局 次 長 殿

航空局 航空ネットワーク部
航空ネットワーク企画課長
安 全 部
運 航 安 全 課 長
(公印省略)

自家用航空機の安全対策及び空港使用の厳格化について（通知）

平成 27 年 7 月に空港を離陸した自家用航空機が住宅地に墜落し、住民に死傷者を出す被害が発生するなど、近年自家用航空機による事故が目立っている。現在、操縦士等に対して適切な航空保険への加入を奨励、指導しているところであるが、今般、国が管理する空港等においては、自家用航空機を使用する際に航空保険加入の有無を確認し、無保険の状態で飛行することがないよう対策を講じていくこととする。

また、平成 27 年 12 月にビジネスジェットを利用した金の密輸が行われ、関税法や消費税法などの違反容疑で航空関連会社社長らが逮捕される事案が発生したことを受け、国が管理する空港等においては、航空機を利用した不正行為の排除に向け、空港使用の厳格化について対策を講じていくこととする。

なお、国が管理する空港等以外の空港等においても同様の対策を要請することとする。

については、所管する空港事務所に下記の措置を講じるよう通知して頂くとともに、所管するヘリポート等の管理者等に対しても本趣旨を伝達し、同様の対策を講じるよう要請されたい。

記

1. 講じる対策

- (1) 国が管理する空港を使用する場合においては、空港管理上必要な条件として以下の事項を附することとし、使用の届出の際に確認することとする。
- 自家用航空機は、航空保険（第三者賠償責任保険）に加入していること。（但し、官公庁等による使用及び緊急時等の場合を除く）
〔対象となる自家用航空機の種類は、飛行機、回転翼機、滑空機及び飛行船とする。〕
 - 法令の違反その他空港管理上支障がないよう使用すること。
 - 届出者が、空港を使用した行為により、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないこと。
- (2) 場外離着陸場（空港等以外の場所）を申請する場合においては、以下の事項を申請の際に確認することとする。
- 自家用航空機は、航空保険（第三者賠償責任保険）に加入していること。（但し、官公庁等による使用及び緊急時等の場合を除く）
〔対象となる自家用航空機の種類は、飛行機、回転翼機及び飛行船とする。〕
 - 法令の違反その他安全上支障がないようにすること。
 - 申請者が、航空機を使用した行為により、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないこと。

2. 施行日

本措置については、平成29年1月10日から実施することとする。